税のオピニオンリーダー
それが経営者の団体「法人会」です。

法人ところざわ

HOUJIN TOKOROZAWA

No. 173
2023年 秋号

狭山市駅イルミネーション

毎年12月から1月中旬に2万個以上のLEDが色鮮やかな光を放ち、駅前広場を昼間とは違った幻想的な空間へと導き、訪れた人々を魅了しています。
点灯時間：17時～ 23時
●写真提供：狭山市観光協会

2023年秋号目次

所沢税務署定期異動 2
着任のごあいさつ 3
税務署だより 4～5
県税からのお知らせ 6
話のコラム：70年以上前に作った缶詰が発見！はたして中身は… 7
法人会からの提言 8
寄附金贈呈／生活習慣病健診のお知らせ／新会員ご紹介 9
チャリティーゴルフ大会入賞者／事業活動報告 税とつり大会・支部公開講演会 10
法人会活動報告 11

一般社団法人 所沢法人会
https://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/tokorozawa/

所沢税務署定期異動

7月10日付で定期異動が発令されました。
所沢税務署の主な方々の異動は以下の通りです。
（※網掛けの方は法人会担当）

【新任者】

（敬称略）

新　所　属	氏　名	旧　所　属
署　長	髙波（たかなみ）　学（まなぶ）	上田税務署長
副 署 長（総務・法人課税担当）	菅原（すがわら）　和広（かずひろ）	（留　任）
副 署 長（個人・資産課税担当）	土田（つちだ）　恭則（やすのり）	関信局　調査査察部　特別国税査察官
副 署 長（管理運営・徴収担当）	横田（よこた）　大介（だいすけ）	関信局　徴収部徴収課　課長補佐
総務課長	杉本（すぎもと）　英美子（えみこ）	本庄署　総務課長
法人課税第一部門　統括官	小山（こやま）　昌子（しょうこ）	関信局　課税第二部法人課税課　実務指導専門官
法人課税第二部門　統括官	藤岡（ふじおか）　道代（みちよ）	川越署　連絡調整官（法人）
法人課税第三部門　統括官	小松崎（こまつざき）　和義（かずよし）	新潟署　法人課税第三部門　統括官
法人課税第四部門　統括官	平井（ひらい）　富美江（ふみえ）	（留　任）
法人課税第五部門　統括官	三ツ井（みついまさと）　正人	国税庁　調査査察部　調査課　監理係長
法人課税第六部門　統括官	神田（かんだ）　亨（とおる）	（留　任）
連絡調整官（法人）	阿部（あべ）　一博（かずひろ）	（留　任）
法人課税第一部門　上席調査官	櫻井（さくらい）　香穂里（かおり）	所沢署　法人課税第六部門　上席調査官

【転出者】

（敬称略）

旧　所　属	氏　名	新　所　属
署　長	米山（よねやま）　睦（むつみ）	退　職
副 署 長（個人・資産課税担当）	熊埜御堂（くまのみどう）　紀子（のりこ）	関信局　業務センター栃木分室　統括国税管理官
副 署 長（管理運営・徴収担当）	古菅（こすげ）　健誉（きよたか）	川越署　副署長
総務課長	塚田（つかだ）　芳和（よしかず）	関信国税不服審判所　副審判官
法人課税第一部門　統括官	坪田（つぼた）　穣（じょう）	川口署　法人課税第一部門　統括官
法人課税第二部門　統括官	大倉（おおくら）　秀子（ひでこ）	川越署　法人課税第二部門　統括官
法人課税第三部門　統括官	丸山（まるやま）　一路（かずみち）	大宮署　法人課税第三部門　統括官
法人課税第五部門　統括官	高久（たかく）　洋一（よういち）	関信局　調査査察部　主査

着任のごあいさつ

●所沢税務署長　髙 波　　学

この度の人事異動により、所沢税務署長として着任しました髙波でございます。前任の米山と同様よろしくお願い申し上げます。

一般社団法人所沢法人会の皆様には、日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として、正しい税知識の普及や納税意識の向上に努められ、様々な地域活動を通じて社会の健全な発展に貢献されていると認識しております。

また、税に関する各種研修会の開催や「自主点検チェックシート」を活用した企業の税務コンプライアンス向上への取組みなどを通じ、会員の積極的な自己啓発を支援し、企業の健全な発展に貢献されていらっしゃいます。

更に、租税教室への講師派遣及び「税に関する絵はがきコンクール」の開催等、租税教育活動にも積極的に取り組んでいただいております。小学校から税について関心を高め、社会や国を支える税の意義や役割を理解することは日本の未来にとって、極めて重要なことであり、税務行政に携わる私どもといたしましては、大変心強く感じております。

これらの活動は、小泉会長をはじめとする役員の皆様の卓越したご指導の下、会員の皆様が一致協力してご尽力されている賜物であり、ここに深く敬意を表する次第でございます。

さて、国税当局では、経済社会の変化やデジタル技術の進展等を踏まえて、「納税者の利便性の向上」と「課税・徴収の効率化・高度化」に、新たに「事業者のデジタル化」を加えた3つの柱に基づいて、デジタルを活用した国税に関する手続や業務の在り方の根本的な見直しを進めております。

「納税者の利便性の向上」を図るためには、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、e－Tax等の利便性向上、相談チャネルの充実など、利用者目線に立って納税者サービスを包括的に見直していくとともに、今後もより多くの方々に、申告書のみならず財務諸表等の添付書類も含めてe－Taxを利用していただけるよう、引き続き、積極的な周知と利用勧奨に取り組んでまいります。

なお、納税や納税証明書の手続につきましても、キャッシュレス納付や、納税証明書オンライン請求により、ご自宅等から手続を行うことができますので、e－Tax申告と併せてぜひご利用いただければと思います。

本年10月から消費税のインボイス制度が開始されます。インボイス制度については、引き続き、制度の周知に努め、事業者の皆様に理解を深めていただくとともに、施行後においても、インボイスの取扱いに関する事業者の不安に寄り添って、柔軟かつ丁寧に対応してまいります。

インボイス制度が円滑に導入されるよう、今後とも、法人会の皆様のご協力をいただきながら、周知・広報等に積極的に取り組んでまいりますので、引き続き、ご協力をお願いいたします。

貴会の皆様におかれましては、従来から国税当局と良好な連携・協調関係を築いていただいているところであり、税務行政の良き理解者としてご尽力をいただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じている次第であります。

今後とも、法人会及び会員の皆様と、私ども国税当局が、更なる協調関係を構築し、時代に即した申告納税制度の発展に取り組むことができれば幸いと考えております。

結びに当たりまして、一般社団法人所沢法人会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、会員企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

TAX OFFICE NEWS

税務署だより

いいね！

e-年調（イーネンチョウ） ～もう書類は必要ありません～

年末調整 手続の電子化

年末調整手続の電子化とは・・・

給与所得者（従業員）が給与等の支払者（勤務先）に提出する年末調整に関する申告書をデータにより提出することを言います。控除証明書等もデータにより提出することができます。

手続きの流れ（かんたん３ステップ）

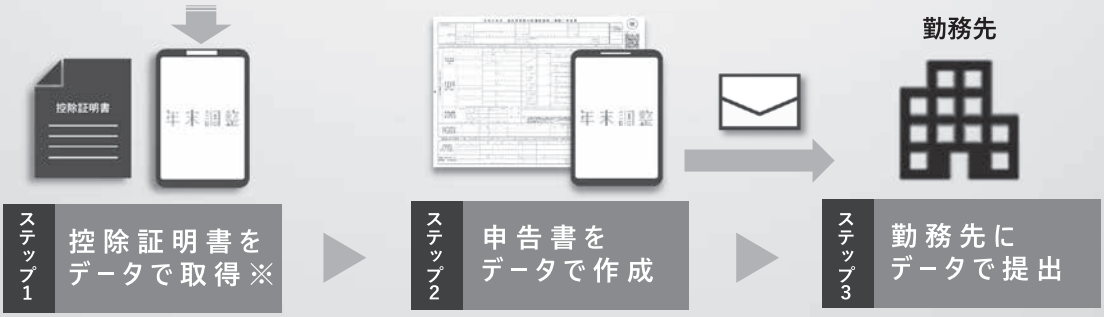

※ 控除証明書のデータは、当該控除証明書の発行主体から取得してください。
年末調整電子化は、勤務先による受け入れ環境の整備が必須となります。環境が整備されているかは、事前に勤務先にご確認ください。

電子化のメリット

従業員にとって
①マイナポータルを利用して控除証明書を１回の操作でまとめて取得！
②控除証明書が申告書に自動転記！
③申告書の控除額はソフトで自動計算！
④紙での手続き（作成・提出）が不要！

勤務先にとって
①申告書様式の入手や配布が不要！
②従業員から提出された申告書の控除額や添付書類の確認作業が削減！
③提出された申告書の給与システムへの手入力が不要！
④申告書（紙）の保管場所が不要！

国税庁では「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」（年調ソフト）を無償で提供しています。

本リーフレットに関する詳細は国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご確認ください。https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm

従業員の方へe-Taxによる確定申告の周知をお願いします

←自宅からのe-Taxの詳細はこちら

税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力いただきありがとうございます。

国税庁では税務署に出向かなくても自宅から確定申告ができる、e-Taxの普及に努めています。

従業員の方が**医療費控除**や**ふるさと納税**などで確定申告される際は、ぜひ自宅からのe-Taxをご利用いただくよう、下記の事項について、従業員用のポータルサイトへの掲載やメールによる周知、食堂等の従業員が集まる場所への掲示等を行っていただきますようお願い申し上げます。

https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/0022007-120.pdf

国税の『キャッシュレス納付』のご案内

キャッシュレス納付を利用することで、業務の効率化にもつながりますので、是非ご利用ください。

《キャッシュレス納付の3つのメリット》

1 自宅やオフィスから納付可能！

2 PCやスマホで簡単手続！

3 現金の準備が不要！

法人の方には、ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）をお勧めしています！

各納付方法の詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。

ダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）	ダイレクト納付の申込をすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落により納付する方法です。
インターネットバンキング等	インターネットバンキング等から納付する方法です。
クレジットカード納付	インターネット上のクレジットカード支払の方法を利用して、「国税クレジットカードお支払サイト」から納付する方法です。
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」から、スマホ決済アプリ（Pay払い）で納付する方法です。

スマートフォンを利用して源泉所得税の手続きができます！

e-Taxを利用した源泉所得税の手続き（徴収高計算書の作成・送信、納付）は、パソコン（e-Taxソフト（Web版））を利用した手続きのほか、スマートフォンからも手続きをすることが可能となっていますので、ご利用ください。

○スマホの徴収高計算書作成・送信

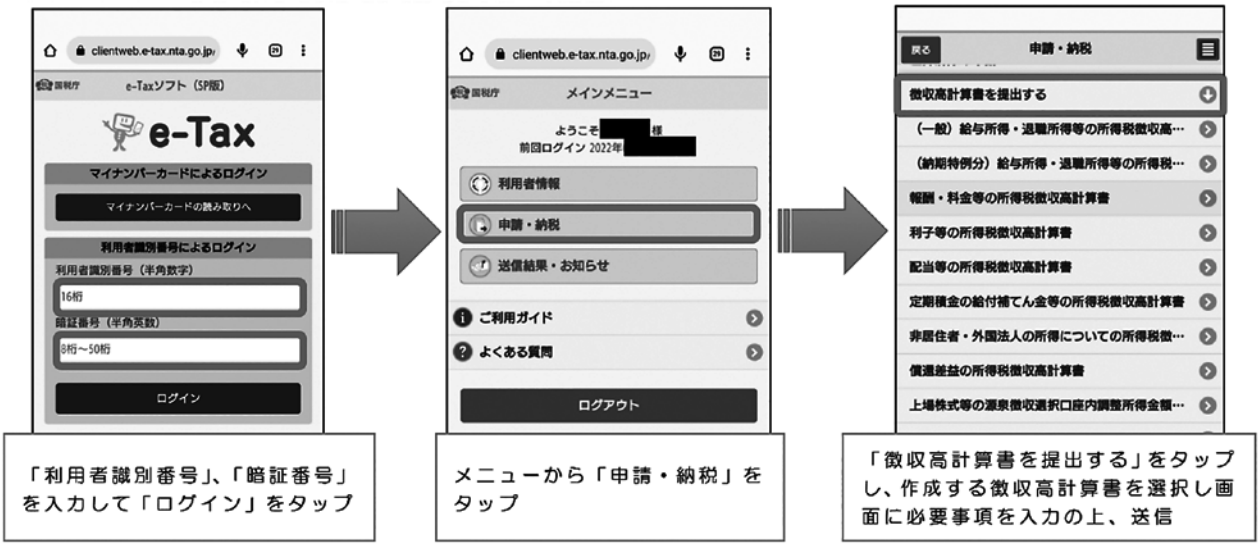

令和6年5月送付分から「納付書」の送付対象者を見直します。

令和6年5月送付分からe-Taxにより申告書を提出している法人の方などを対象に、「納付書」の送付を行わないこととしております。

納付書を使わずに納付ができる**キャッシュレス納付**を是非ご利用いただきますようお願いします。

県税からのお知らせ

事業主の皆様へ　個人住民税の特別徴収に関するお願いです。

1～4月の間に従業員が退職された場合には、一括徴収・納入をお願いします!

○　従業員の退職等があった場合は、必ず「給与所得者異動届出書」の提出をお願いします。

○　従業員の退職等により特別徴収できなくなった場合の未徴収税額は、地方税法の規定により、次のとおり一括徴収・納入をお願いします。

※1～4月の間に退職
・・・従業員等からの申出にかかわらず（申出がなくても）、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

※6～12月の間に退職
・・・従業員等からの申出により、未払の給与・退職手当等から一括徴収・納入

○　特別徴収税額の納入、給与支払報告書・給与所得者異動届出書の提出は、簡単・便利な「*eL*TAX」をぜひ御利用ください。

【お問い合わせ】
従業員の方がお住まいの市町村担当課にお問い合わせください。
または　埼玉県総務部個人県民税対策課　048－830－2647

11月は個人事業税第2期分の納期です。

8月にお送りした納付書により、納期限（11月30日（木））までにお近くの金融機関等で忘れずに納めてください。

埼玉県の個人事業税は、令和5年4月から、地方税統一QRコード（eL-QR）の導入により納税方法が増えました。

スマートフォン決済アプリは、バーコードを読み取り納税できる6アプリ（PayPay、LINE Pay、PayB、au PAY、ファミペイ、楽天銀行アプリ）に加え、d払いや楽天ペイなど納付書に印字されているeL-QRを読み取り納税できるアプリが増えました。

また、地方税お支払サイトから、クレジットカードやインターネットバンキングなどの方法で納税することも可能です。

なお、自動車税事務所の4支所（大宮、熊谷、所沢、春日部）で、窓口での現金による納税の受付は令和5年3月末で終了しました。令和5年4月からは、スマートフォン決済アプリ、コンビニエンスストアでの納税などをご利用ください。

納税が困難な場合は、お早めに県税事務所へご相談ください。

また、個人事業税の納税には、口座振替をご利用いただけます。お申込みの手続は、納税通知書に同封されているハガキで行うか、お近くの県税事務所へお問合せください。簡単に行うことができますので、是非ご利用ください。なお、利用開始手続に2か月程度要するため、これから手続をしていただくと、令和6年度からのご利用となります。

［　個人事業税について詳しくは、お近くの県税事務所又は県税務課（電話048・830・2664）へお問合せいただくか、県税務課ホームページ「くらしと県税（URL：https：//www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-2-4.html）」をご覧ください。］

●話のコラム

70年以上前に作った缶詰が発見！　はたして中身は･･･

●食品ロス問題ジャーナリスト　井出 留美

[筆者紹介]　井出留美（いで･るみ）

奈良女子大学食物学科卒、博士（栄養学／女子栄養大学大学院）、修士（農学／東京大学大学院農学生命科学研究科）。ライオン、青年海外協力隊、日本ケロッグ広報室長等歴任。東日本大震災食糧支援での廃棄に衝撃を受け、office 3.11を設立。食品ロス削減推進法成立に協力した。『賞味期限のウソ』（幻冬舎新書）、『捨てないパン屋の挑戦』（あかね書房）など著書多数。

コロナ禍で食品を備蓄する人が増えました。自然災害に備えて、飲料水や食料品を備蓄している人も多いでしょう。では入れ替えの時、今まで備蓄していた食品はどうしていますか？

企業や組織、国の機関で保存していた備蓄食品は、賞味期限が迫ってくると入れ替えます。役目を終えたものは企業の防災訓練で使うなど、活用する場合もあります。私がフードバンクの広報を務めていたときには、賞味期限が切れる8か月前に入れ替えられた備蓄食品が企業から大量に寄付されていました。企業は、寄付活動をプレスリリースで広く社会に伝えます。「私たちの会社は食品ロスを防ぎ、社会に貢献した」ことをアピールするのです。でも、入れ替え時に捨ててしまう場合も多くあります。総務省の調査では、備蓄食品を入れ替えた国の行政機関のうち、全て廃棄しているのが42％に及ぶとの結果を発表しています（※1）。

これまで政府は、備蓄している災害用備蓄食品を入れ替え時に捨てていました。でも数年前の農林水産省を皮切りに、今ではほぼすべての府省庁が、入れ替えのため役割を終えたものをフードバンクや食料支援団体に寄付するようになりました（※2）。政府の提供品の中には、賞味期限を2か月ほど過ぎた缶詰もあります。賞味期限は、品質が保てなくなる期限ではなく「おいしく食べるための目安」に過ぎません。では缶詰は、実際にどのくらいの期間、安全に食べることができるのでしょうか。

あるテレビ番組で、ツナ缶を製造する食品メーカーの社員が「ツナ缶は、賞味期限が切れている方がおいしい」と話していました。製造してすぐは味がなじんでおらず、長期間たった方が、味がなじんでおいしくなるのだそうです。これを「缶熟」と呼びます。

2022年9月、NHK「あさイチ」に生出演し、食品保存に詳しい東京農業大学元教授の徳江千代子先生とご一緒しました。徳江先生は、味の濃いものや果物のシロップ漬けの缶詰は15年ほど持つと話していました。71年前に製造された赤飯の缶詰が発見され、検査したところ菌が検出されなかった事例もあります（※3､※4）。

缶詰は缶自体の品質保持期限が3年間なので、賞味期限は「3年」に設定されているものがほとんどです。でも缶詰は真空調理してあります。密閉して加熱殺菌された状態で、中には食品を腐らせる菌がいないのです。ただ、外から衝撃が加わったり、穴が開いたり、缶が腐食したりして密閉できなくなると、菌が入ってしまいます。直射日光や高温高湿を避け、冷暗所で保管しましょう。長期保存できる食品として、缶詰は非常にお薦めです。

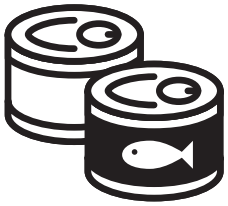

※1　https：//www.soumu.go.jp/main_content/000610240.pdf
※2　https：//www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/portal.html
※3　https：//www.nhk-ondemand.jp/goods/G2022118550SA000/index.html
※4　https：//withnews.jp/article/f0150920001qq000000000000000W02j0401qq000012531A

法人会からの提言

少子高齢化 × 国債残高1000兆円超

私たちは財政健全化を求めます！

中小企業を中心として全国約75万社の会員企業で構成される“経営者の団体”「公益財団法人 全国法人会総連合（略称：全法連）」は、9月19日開催の理事会において「令和6年度税制改正に関する提言」を決議しました。地域経済や雇用の担い手である中小企業にはコロナ禍で体力を奪われ経営に苦しんでいるところも少なくありません。事業承継や消費税のインボイス制度などへの対応も合わせ、税財政上のきめ細かい支援が必要です。また、日本の国債残高は1,000兆円を超えていますが、コロナ対策財源として発行された約100兆円の国債をどう返済するかは重要な課題です。さらに少子化対策や防衛力の抜本強化が打ち出されていますが、その財源論は置き去りになっています。我が国は先進国最速のスピードで少子高齢化が進み、かつ人口が減少するという深刻な社会構造問題を抱えています。負担をあやふやにし、歳出だけを先行実施するような財政運営では国の未来は開けないと考えます。

公益財団法人 全国法人会総連合
会長 小林 栄三
伊藤忠商事（株）名誉理事

1. 今後の人口構造の変化の見込み

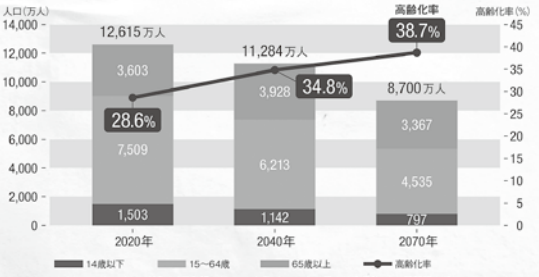

（出典）2020年の人口は総務省「国勢調査」、2040年及び2070年は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位（死亡中位）推計）。

2. 日本の普通国債残高の推移

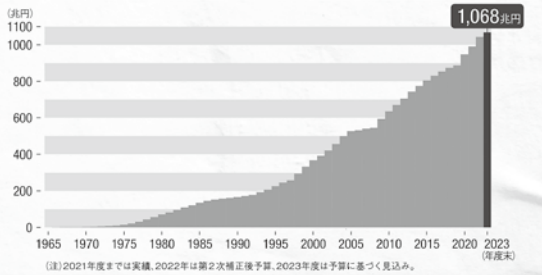

（注）2021年度までは実績、2022年は第2次補正後予算、2023年度は予算に基づく見込み。
財務省資料より引用。

令和6年度税制改正に関する提言（概要）

Ⅰ 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

・財政健全化は国家課題であり、本格的な歳出・歳入の一体改革を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行する。

・まずは2025年度の基礎的財政収支（プライマリーバランス＝PB）黒字化目標を確実に達成しなければならないが、その後の財政健全化の議論も並行して開始する必要がある。その際には財政規律を確立するための新たな健全化目標や実効性を担保できる財政運営手法が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は高齢者人口がピークを迎える2040年には、190兆円（令和5年度 約134兆円）に達する見込みである。目の前には、団塊の世代すべてが後期高齢者となり、医療と介護の給付費急増が見込まれる「2025年問題」もある。持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立という国家課題はこうした前提の下で問われている。これを解決するには「中福祉・低負担」のいびつな構造を「中福祉・中負担」に改革するしか方法はない。具体的には適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することである。

・少子化対策の財源として社会保険料の上乗せ等が挙げられているが、中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような制度づくりが求められる。

3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隣より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが肝要である。直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

Ⅱ 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済と雇用の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。健全な経営に取り組んでいる企業が立ちゆくよう実効性ある支援をすることは、政府の責任であり義務といえる。

(1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15％の本則化、適用所得金額の引き上げ。

(2)「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。等

2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の延長・充実。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し。

3. 消費税関係

政府は、軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) インボイス制度の導入にあたり、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担を軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。等

法人会とは

私たち法人会は、中小企業を中心として全国約75万社の会員企業を擁する団体です。41都道府県に440の単位法人会が組織され、創設以来70年にわたり、国の根幹ともいえる「税」の分野を中心とした活動を全国的に展開し、申告納税制度の維持・発展に寄与してまいりました。近年は、我が国の将来を見据えた税の提言や各種研修会の開催、地域社会貢献活動に加え、次代を担う児童への租税教育や税の啓発活動、さらには企業の税務コンプライアンス向上に資する取り組みにも力を注いでいます。なお、法人会青年部会を中心に、社会保障給付の抑制と安定的な国の歳入確保に資するため「財政健全化のための健康経営プロジェクト」を展開し、①「健康経営」※を柱にした企業の活力向上がもたらす税収の増加、②適切な医療利用による医療費の適正化に向けたアクションプランに取組んでいます。 ※健康経営はNPO法人健康経営協会の登録商標です。

提言書の全文は、全法連ホームページに掲載しておりますので、ご覧ください。

https://www.zenkokuhojinkai.or.jp

公益財団法人
全国法人会総連合

寄附金贈呈

所沢法人会は、一般社団法人化10周年の記念事業として「日本の未来を担う子供たちのために少しでも役立てることができれば」という主旨で所沢・飯能・狭山・入間の各市教育委員会に対して寄附を実施。会長、副会長、委員会の委員長・副委員長は各市長に寄附目録を贈呈しました。

〈所沢市贈呈式〉

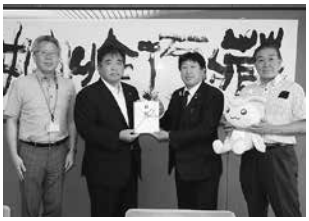

写真左から、中島教育長、藤本市長、日向副会長、八木組織委員長

〈飯能市贈呈式〉

写真左から、中村教育長、新井市長、大津副会長、小泉会長

〈狭山市贈呈式〉

写真左から、滝嶋教育長、小谷野市長、田口副会長、立川広報委員長

〈入間市贈呈式〉

写真左から、中田教育長、杉島市長、齋藤副会長、小林研修委員長、近藤税制委員会副委員長

生活習慣病（成人病）健診のお知らせ

人間ドック形式による生活習慣病（成人病）健診を実施いたします。基本的な検査項目に加え動脈硬化の状態がわかる頸動脈超音波検査や女性健診などのオプション検査も充実し、短時間で効率良く受診することができます。詳細につきましては、別途郵送にてご案内しています。

実施日	会場
11月30日（木）	狭山市市民会館
11月30日（木）	所沢市民文化センターミューズ
12月　1日（金）	
12月　4日（月）	ベルヴィ・ザ・グラン（所沢市）
12月12日（火）	入間市産業文化センター

所沢法人会 新入会 会員紹介

●令和5.6.16～9.30
※情報公開に同意いただいた新会員様のみ掲載

支部	会員名	住所	支部	会員名	住所
所沢支部	パンタレイ㈱	所沢市くすのき台1－13－2 ガーデンシティ所沢	所沢支部	㈱鴻運商事	所沢市小手指南1－1－83
所沢支部	グランズホーム㈱	所沢市下富1407	飯能支部	㈲原市場包装紙業	飯能市原市場685
所沢支部	㈱三栄住宅サービス	所沢市小手指元町1－8－18 三栄本社ビル	狭山支部	㈲綾建工業	狭山市水野879－18
所沢支部	(一社)アヴィエールスポーツクラブ	所沢市山口165－36	入間支部	カーライフサポートリンクス㈱	入間市下藤沢2－1－1

チャリティーゴルフ大会

9月4日（月）、武蔵カントリークラブ　笹井コースにて、チャリティーゴルフ大会が開催されました。入賞された方々は以下の通りです。入賞おめでとうございます！

優　勝　神田　昌行 様［㈱宮川住販埼玉］
準優勝　高橋　亨　様［㈱インフィールド］
第三位　上野　勝久 様［㈱和孝］
第四位　野口　功祐 様［野口自動車工業㈱］
第五位　栗原　正和 様［永和建設㈱］
ベスグロ　神田　昌行 様［㈱宮川住販埼玉］

〈女性の部〉
優　勝　肥沼　奈三江 様［㈱サンエーフード］
準優勝　本橋　順子 様［所沢資材㈱］
第三位　中嶋　聖子 様［㈱所沢ホンダ］

チャリティー募金の総額　86,022円

ご協力、誠にありがとうございました。全額、「さいたま緑のトラスト基金」へ寄附させていただきます。

飯能支部　《税とつり大会》開催

9月3日（日）、「第11回 税とつり大会」が開催されました。所沢税務副署長をはじめとする所沢税務署の職員とそのご家族も参加され、約50名の参加者は『有間渓谷観光釣り場』で「税金クイズ」に挑戦しながら「つり大会」を楽しみました。「税金クイズ」は○×形式で4問出題され、正解者には図書カードなど豪華賞品が抽選で贈呈されました。一方「つり大会」は、終日好天に恵まれ参加者は多くの魚を釣り上げていました。大物賞、アルビノ賞など用意した多くの賞をお持ちいただくとともに、釣り上げた魚と持ち込んだ材料を観光釣り場内の施設でバーベキューにするなど、大人も子供も大いに盛り上がった一日となりました。

所沢支部　《公開講演会》開催

所沢支部では、9月28日（木）所沢市民文化センター小ホールで恒例の公開講演会を開催しました。今回は講師に落語家でタレントの桂米助（ヨネスケ）さんをお招きし「元気と笑いのある人生」と題しご講演をいただきました。

冒頭「コロナの話題」に洒落を交え、会場の雰囲気を盛り上げた後、ヨネスケさんが30年以上担当されたテレビ番組「突撃！隣の晩御飯」での数々の経験・ハプニングをお話しされました。そうした経験も踏まえた上で、日本の食文化、料理手法の幅広さ、日本人が自然を五感で味わう「文化」のすばらしさを具体的な事例をあげて強調されました。

後半では落語の世界の言葉、所作、しきたり等について古典落語ネタも交え、多様で楽しいお話しをいただきました。

講演後には、会場からの数々の質問にも丁寧にお答えいただき、会場の方々は最後まで笑顔で聞き入っていました。

所沢法人会活動報告

令和 5.6.16 ～令和 5.9.30

開催日		事 業 名
6月	20日	新設法人税務研修会 （於：所沢商工会議所）
	22日	第1回研修委員会 （於：狭山市「ニックス」）
7月	6日	第1回広報委員会 （於：狭山市「おお津」）
	6日～8月2日	はじめての経理実務セミナー （オンライン）
	14日	青年部会／経営研修会 （於：飯能市「ホテル・ヘリテイジ」）
	20日	組織厚生合同委員会 （於：狭山市「ニックス」）
	27日	女性部会／第2回役員会 （於：狭山市「おお津」）
8月	1日	女性部会／西部ブロック合同事業 夏休み親子で一緒に「税と鉄道・貨幣の探検隊」 （鉄道博物館・造幣局）
	4日	青年部会／第2回役員会 （於：入間市「魚いち」）
	8日	第2回正副会長会議 第2回理事会 （於：所沢市「ベルヴィ ザ・グラン 」）
	9日	所沢支部／インボイス・電子帳簿保存法セミナー （於：所沢商工会議所　会議室・WEB）
	22日	飯能支部／役員会 会員増強会議 （於：飯能商工会議所　会議室）
9月	1日 5日 6日 7日	法人税・消費税申告説明会 （於：所沢税務署　会議室） （於：狭山市市民会館　会議室） （於：入間市産業文化センター） （於：飯能商工会議所　会議室）
	3日	飯能支部／税とつり大会 （於：有間渓谷観光釣り場）
	4日	チャリティーゴルフ大会 （於：武蔵カントリークラブ／笹井コース）
	5日	所沢支部／役員会 会員増強会議 （於：所沢商工会議所　会議室）
	12日 20日 28日	パソコン教室 （於：所沢商工会議所　会議室）
	14日	会員一日研修会 （甲府一宮　他）
	21日	青年部会・女性部会／部会合同税務研修会 （於：狭山市「ニックス」）
	25日	狭山支部／役員会 会員増強会議 （於：狭山市「ニックス」）
	28日	所沢支部／公開講演会 （於：所沢市民文化センター・ミューズ）

新設法人税務研修会

第1回研修委員会

第1回広報委員会

青年部会／経営研修会

組織厚生合同委員会

女性部会／第2回役員会

女性部会／西部ブロック合同事業

青年部会／第2回役員会

第2回理事会

法人税・消費税申告説明会

会員一日研修会

部会合同税務研修会

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう
企業保障の
大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから
会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険）

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主（契約者と被保険者が同一人の場合に限る）の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ［無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）］」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
○この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
埼玉西支社/埼玉県所沢市東住吉9－5ARAIビル3F
TEL 04－2926－0272

AIG AIG損害保険株式会社
AIG損害保険株式会社 埼玉支店埼玉県さいたま市大宮区大門町3－54富士火災大宮ビル2F
TEL 048－641－4050

F-2019-1016（2019年8月27日）
19-073026 2021-8

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも集団扱の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む
病気や
ケガの
備えに

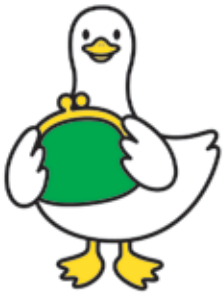

手軽に備える医療保険
EVER
シンプル

心配な
「がん」の
備えに

「生きる」を創る
がん保険
WINGS

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社
Aflac
アフラック
埼玉総合支社 〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F
TEL：048-645-0861 FAX：048-645-1380
※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

資料請求は
お気軽にどうぞ！
アフラック 法人会 検索

No.1 アフラック がん保険・医療保険 保有契約件数 令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度
全国法人会総連合

AFツール-2023-0266-2309017 7月17日

●発行責任者：一般社団法人 所沢法人会 〒359-1121 所沢市元町27-1 所沢ハーティア東棟3階 TEL 04-2924-5785 FAX 04-2924-5330 ●印 刷：株式会社 第一印刷